

## 観光有料道路セット券約款

(趣旨)

第1条 福島県道路公社(以下「公社」といいます。)の管理する磐梯吾妻スカイライン、磐梯山ゴールドライン、磐梯吾妻レークライン(以下「観光有料道路3路線」といいます。)の通行券を1枚組みにした観光有料道路セット券(以下「セット券」といいます。)の発売、払いもどし及び使用に関する契約はこの約款によります。

(発売)

第2条 セット券は、公社、当該有料道路の料金所及び理事長が必要と認めたところにおいて発売します。

(効力)

第3条 セット券は、該当する路線の券片をもって券面表示の車種(車種名の記載がないセット券は普通車とする)に属する車両1台が通行1回に限りその券面表示事項に従って使用することができます。ただし、通行料金(以下「料金」といいます。)が増額変更された場合で変更前に発売されたセット券は、未使用券片の路線の規程料金の差額を支払って6ヶ月間使用することができます。

(通用期間)

第4条 セット券の通用期間は、公社が通用開始日を特に指定しない限り発売日から料金徴収期間満了の日までとします。ただし、次の各号の一に該当する事由が発生したときは、当該事由の発生した日の前日(第四号については当該事由が発生した日から6ヶ月)までとします。

- 一 セット券が廃止されたとき。
- 二 法令により、券面表示の車種の通行が禁止されたとき。
- 三 料金適用車種区分に変更が生じたとき。
- 四 料金の額に変更があったとき。

(無効)

第5条 次の各号の一に該当するセット券が使用されたとき、または使用が明らかとなったときは、当該セット券は無効として回収します。

- 一 券面表示事項が不明となったセット券
- 二 券面表示事項が消去され、又は改変されたセット券

(払いもどし)

第6条 発売したセット券は、払いもどしをしません。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

- 一 料金の徴収期間が満了したとき。
- 二 営業路線の延長により料金に変更となったとき。
- 三 第4条第1項ただし書に該当する事由が発生したとき。
- 四 その他、公社がセット券の払いもどしの必要があると認めたとき。

2 前項ただし書の場合のセット券の払いもどしの額は、次の各号の定めるところにより算定された額とします。

一 前項第一号から第三号までに該当する場合

$$\text{払いもどしの額} = \frac{\text{未使用券片の路線の料金の合計額}}{\text{観光有料道路3路線の料金の合計額}} \times \text{セット券の1枚当たりの発売価格}$$

二 前項第四号に該当する場合は、払いもどしの理由により、前号により算定された額と次により算定された額のいずれかを適用します。

$$\text{払いもどしの額} = \text{セット券の1枚当たりの発売価格} - [(\text{使用済券片の路線の料金の合計額}) + \text{手数料}]$$

3 前項第二号の場合の手数料は、セット券1枚につき100円とします。この場合、既に使用が開始されたセット券は、未使用券片の枚数のいかにかわらず1枚とします。(手数料には、別途消費税を申し受けます。)

(払いもどし期間)

第7条 セット券の払いもどしの期間は、前条第1項各号に掲げる事由が発生した日の翌日から起算して6ヶ月とします。

(払いもどし手続)

第8条 セット券の払いもどしの手続きは、公社所定の手続きにより行います。

(払いもどし場所)

第9条 セット券の払いもどしの場所は、公社とします。

(周知方法)

第10条 第6条第1項の事由が発生したときは、公社ホームページ、当該有料道路の料金所において必要な事項を掲示します。このうち、第6条第1項第一号及び第二号の事由の場合は、県広報等に必要な事項を掲載します。

(再発行)

第11条 セット券は再発行しません。

## 附 則

1 この約款は、平成23年4月13日から実施します。

2 この約款の施行の日の前日までに発売され、現に通用しているセット券については、この約款に基づいて発売されたものとみなし、この約款を適用します。